



南部町結婚支援事業

① 南部町オリジナル  
結婚記念証

[担当] 町民生活課  
0859-66-3114

② 結婚新生活引越  
支援金支給事業

結婚に伴い支払った引越し費用（引越業者又は運送業者に支払った引越費用）を、  
上限30万円まで支給します。

[担当] 企画政策課  
0859-66-3113

③ 家賃補助

～子育て世代等(新婚世帯)応援  
定住促進奨励金～

- ▶ 入居奨励金（初年度のみ）  
家賃1ヶ月分（限度額5万円）
- ▶ 家賃の一部として家賃奨励金  
（最長24ヶ月間）

[担当] 企画政策課  
0859-66-3113

5つの  
結婚支援♡

南部町での  
新婚生活を

応援  
します！

④ 三世代同居世帯  
等支援事業

新たに三世代同居を始める世帯の新居の新築・購入・増築・リフォーム費用の3分の1を補助します。  
（1世帯あたり上限60万円ただし、町内事業者が施工する場合は、上限80万円）

[担当] 建設課  
0859-66-3115

⑤ 定住促進奨励金

町内に新たに住宅を取得された方に、3年間固定資産税相当額を定住促進奨励金として交付します。

[担当] 企画政策課  
0859-66-3113



そのほか「空き家一括借り上げ」など定住促進事業が多数あります。

☞ 詳しくは「南部町で里山暮らし」のHPをご覧ください

※①～⑤の事業について対象要件など詳しくは裏面をご覧ください。



事業名	事業内容	対象要件
<p><b>①結婚記念証交付</b></p> <p>[担当課] 南部町役場 町民生活課 ☎0859-66-3114</p>	<p>町内で婚姻の届出をした場合に、新夫婦の新しい門出をお祝いして「南部町オリジナル結婚記念証」を交付します。</p>	<p>令和2年4月1日以降に婚姻届を提出し受理された夫婦で、婚姻届を提出した日から1月以内に申請した方</p>
<p><b>②結婚新生活引越支援金支給事業</b></p> <p>[担当課] 南部町役場 企画政策課 ☎0859-66-3113</p>	<p>新婚世帯を対象とし、引越費用を1世帯あたり最大30万円支給します。</p> <p>[支給対象経費] 令和4年1月から令和5年3月末までに、引越業者又は運送業者に支払った引越費用(1世帯1回のみ)</p> <p>&lt;対象外&gt;レンタカー等により自分で引っ越しした費用、友人等に頼んで引越しをした費用、不用品の処分費用等</p>	<p>令和4年1月から令和5年3月末までの間に婚姻届を提出した新婚世帯で、以下の要件全てを満たす方</p> <p>①南部町内に新居があること ②夫婦ともに町内に住所を有すること ③過去1年間における夫婦の所得の合計が400万円未満であること ④婚姻日の年齢が夫婦いずれも満39歳以下であること ⑤町税その他町に納付すべき料金の滞納がないこと ⑥以前に当該支援金を受けていないこと</p>
<p><b>③子育て世代等(新婚世帯)応援定住促進奨励金</b></p> <p>[担当課] 南部町役場 企画政策課 ☎0859-66-3113</p>	<p>新婚世帯や子育て世代の定住を促進し、地域の活性化を図るため、賃貸住宅の賃借を行う若者等の世帯に対し、南部町子育て世代等応援定住促進奨励金を交付します。</p> <p>[奨励金の額] (1)入居奨励金(初年度のみ)として家賃1ヶ月分(限度額5万円) (2)家賃の一部として家賃奨励金(最長24ヶ月間)</p> <p>※金額の計算はお問い合わせください。</p>	<p>新婚又は子育て世帯で、以下の要件全てを満たす方</p> <p>①申請日において町内に住所を有する方 ②平成27年4月1日以後に民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結している方 ③民間賃貸住宅に6か月以上居住する予定がある方 ④交付を受けようとする方及び、同居の家族が、町税等を滞納していない方 ⑤当該賃貸住宅の家賃の滞納がない方 ⑥以前に当該補助事業の助成を受けていない方</p> <p>※「新婚世帯」とは…申請日現在において、夫婦のいずれか一方が50歳以下である婚姻後5年を経過していない世帯(再婚を含む)。 「子育て世帯」とは…申請日現在において、中学生以下の子どもを扶養している世帯</p>
<p><b>④三世代同居世帯等支援事業</b></p> <p>[担当課] 南部町役場 建設課 ☎0859-66-3115</p>	<p>[補助金額] 対象工事の3分の1の額を上限60万円まで助成します。ただし、町内の事業者が施工する場合は、(下請けを含む)上限80万円までを助成します。</p> <p>[補助対象工事] (1)工事に要する費用が10万円以上であること (2)居住のための工事であること</p> <p>※倉庫等は補助対象外の場合がありますので、お問い合わせください。 ※この補助金の交付を受けようとする場合は、補助工事の着工前に申請書を提出してください。 着工後の申請は補助金の対象外です。</p>	<p>新築・購入・増改築及びリフォームに要した経費を負担し、以下の要件全てを満たす方</p> <p>①これから三世代同居等をされる方であり、申請時に町外及び町内の賃貸住宅に居住されている方、又はすでに実家で同居されていて、ご結婚後も同居される方 ②事業完了してから引き続き3年以上にわたり、三世代同居世帯等を継続する見込みであること ③補助を受けようとする方及び、同居の家族が、町税等を滞納していない方 ④暴力団の構成員及びその団体に所属していないこと</p> <p>※「三世代同居世帯等」とは…親・子・孫等の三世代以上で構成される家族が同居する世帯で、申請時に三世代目が15歳以下であること。ただし、二世代目が共に35歳以下の夫婦であれば、三世代目は要しません。</p>
<p><b>⑤定住促進奨励金</b></p> <p>[担当課] 南部町役場 企画政策課 ☎0859-66-3113</p>	<p>町内に新たに住宅と宅地を取得された方に、3年間、固定資産税相当額を定住奨励金として交付します。</p>	<p>次のいずれかに該当し、交付を受けようとする方及び同居の家族が、町税等を滞納していない方</p> <p>①町内にある宅地(居住用住宅の用途に供される土地)を取得し、当該宅地に住宅を建築(既に建築された住宅を取得した場合を含む)し、当該宅地及び住宅を所有し町内に住所を有する方 ②町が所有する定期借地権を設定した土地に住宅を建築(既に建築された住宅を取得した場合を含む)し、当該土地を借り受け、かつ当該住宅を所有し町内に住所を有する方 ③町が所有する定期借地権を設定した土地に建設した賃貸住宅を所有する方 ④新たに町内に住宅を建築し、当該住宅を所有する者であって、町内に住所を有する方</p>